# 財政健全化責任法案（通称）の考え方

## 趣旨等

**経済社会情勢の変化、国際情勢の変化等により、我が国の財政は危機的状況**

**持続可能な財政構造を確立するための財政健全化の推進が必要**（2条）

**国の財政**

**国は**、趣旨にのっとり、財政の健全化を推進する責務を有する。（3条）

**地方公共団体の財政**

**地方公共団体は**、国の施策に呼応して、自主自立的に財政の健全化を推進するものとする。（4条1項）

**政府は**、地方公共団体の自主自立的な財政健全化が推進されるよう努める。（4条2項）

## 当面の目標

**ストック**

**平成33年度**以降の各年度末における国及び地方の**債務残高対ＧＤＰ比**を安定的に低下（5条1項1号）

**フロー**

**平成32年度**までを目途に、**プライマリー・バランス**（ＰＢ）の黒字化。そのために**平成27年度**までにＰＢ対ＧＤＰ比を平成22年度から半減（5条1項2号）

※下線部の年度は、重大な支障がある場合には、法制上の措置が講ぜられる。

## 中期計画（アクション・プログラム）

**国**

国の財政健全化の推進のために政府が各年度において講ずべき措置に関する事項を規定（6条3項1号）

**地方公共団体**

地方公共団体の自主自立的な財政健全化に資するために政府が各年度において講ずべき措置に関する事項を規定（6条3項2号）

## 予算作成における遵守事項

目標及び中期計画と整合性のとれた予算の作成（7条1項）

新たに予算を伴う施策を実施する際に、原則として経費を上回る財源を安定的に確保（**ペイ・アズ・ユー・ゴーの原則**）（7条2項）

進捗状況

中期計画

承認

## 国会への報告・公表（6条・8条）

**特記事項**

- 社会保障制度及び税制の改革
- 超党派の国会議員による円卓会議その他広く国民の意見を考慮（9条）